

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日をとる
たの翌日)

目 次

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

解除予定の保安林にする旨の通知

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

告 示

鳥取県告示第五百九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町豊栄字陽山一三五七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鈴木 信	鳥爾第三〇九号	昭和四十七年八月七日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字旭ノ峠一・二の二、一・二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百九十八号

昭和四十七年三月三十一日付けで西伯郡大山町所子五八六番地一大山北部土地改良区から申請のあつた大山町国信地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

る。

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十七年六月八日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良（花原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。